

# P T A フェスティバル i n かのや 出店・出展規約

鹿屋市P T A連絡協議会（以下「本協議会」）が主催する「P T A フェスティバル i n かのや」において販売を行う団体（以下「出店者」）や展示を行う団体（以下「出展者」）は、以下に記述する規約（以下「本規約」）に同意及び誓約した上で申し込みを行う。

本協議会は出店者及び出展者が申込をした時点で本規約を遵守するものとみなす。

## 1 規約の遵守

出店者及び出展者はいかなる場合にも本規約を遵守しなくてはならない。違反する行為・第三者への迷惑行為・公序良俗に反する行為・実行委員会の指示に従わない行為と主催者が判断した場合は、出店・出展を拒否するものとする。

この場合、本協議会は損害賠償の責を一切負わない。

## 2 出店の可否

出店・出展の可否は本協議会の運営委員会により決定する。

## 3 飲食物の販売

- (1) 飲食物の販売については、別紙「食品販売取扱注意事項」を遵守し、徹底した衛生管理及び安全管理に努め、改善の指示があった場合は速やかに従う。
- (2) 飲食物の販売については、保健所への申請時と異なるものを販売してはならない。
- (3) アルコール入り飲料は販売不可とする。
- (4) 検便は行わない。

## 4 中古品の販売

- (1) 消費するとなくなるもの（食品、化粧品など）を除き、中古品を有償で仕入れ利益を得る場合は、「古物商許可申請」を出店者が行い、その費用は出店者が負担する。

## 5 設備・備品等

- (1) テントは本協議会と特別な取り決めがある場合を除き、各P T Aが持ち込む。
- (2) 小学校・中学校・特別支援学校の販売及び展示テントは、1 P T Aあたり 3.6m×7.2m のサイトに装飾とテントがおさまるよう配置する。
- (3) 高等学校P Rブースのテントは1 P T Aあたり 3.6m×7.2m テント1張りを本協議会にて設置し、そのテントに 3.6m×5.4m 以内のテント1張りを持参し追加することができる。（組み合わせ方は運営委員会にて協議）  
ただし、本協議会が設置したテント内で火気を使用する調理は不可とする。
- (4) 車両での販売や展示はできない。
- (5) 持参したテントは、風で飛ばされないようにおもり等を付け、安全に配慮する。
- (6) 発電機は各P T Aで準備する。
- (7) 公園の水道は、調理用及び調理器具洗い用に使用しない。
- (8) 電気・火気を使用する場合は、必ず出店者及び出展者が消火器を準備する。

## 6 搬入・搬出・設営

- (1) 下記に定める日時に、搬入・搬出許可証を掲示した車両を使用する。
  - ① テント搬入 令和7年11月1日（土）午後（時間未定）  
令和7年11月2日（日）午前9:00 まで
  - ② 販売品搬入 令和7年11月2日（日）午前7:30～午前9:00
  - ③ 搬出 令和7年11月2日（日）午後3:00～午後5:00
- (2) 公園内は、人の歩行速度程度で徐行し、誘導員の指示に従い周囲に十分に注意して移動する。
- (3) 搬入・搬出許可証は事前に配布する。
- (4) 安全に十分注意し設営及び撤去する。
- (5) 搬出時にゴミの確認を行い、会場に残さないようにする。
- (6) 搬入・搬出経路図（搬入・搬出許可証と同時に発行）に従い、搬入・搬出を行う。

## 7 ごみの処理

会場にゴミ廃棄場所は設置しない。各店舗で排出したゴミは、各店舗が管理し破棄する。  
また、購入者にはゴミの持ち帰りを依頼する。

## 8 安全

- (1) 出店者及び出展者は火災等の事故が起きないように、安全に十分注意する。
- (2) 火災が起きた場合は、速やかに初期消火を行い、同時に本部に連絡する。
- (3) その他事故が起きた場合は、速やかに本部に報告する。
- (4) 第三者による犯罪を防止するため、店舗を無人にしない。
- (5) 子どもは保護者及びそれに代わる者が責任をもって安全に注意する。

## 9 個人情報の扱い

- (1) 当日の出店の様子をおさめた写真は、本協議会が運営管理するホームページや報告書に人物の顔をぼかし加工して使用することを承諾して参加するものとする。
- (2) 記録のため撮影した動画及び画像は本協議会事務局において管理し、許可なく他に譲らない。
- (3) 出店申し込みに関し得た情報を第三者に開示しないとともに不正に利用しない。  
ただし、事故・災害等の緊急時は、必要に応じ許可なく開示する。

## 10 フェスティバルの中止

- (1) 中止の判断は会場部と実行委員長が中止基準に基づき行う。
- (2) 中止の場合は（開催の場合も）10月27日（月）の15時までに運営委員各部チャット及び出店団体チャット・PTA会長チャットに、連絡する。  
また、災害等の緊急時は前日もしくは当日に中止する場合もある。連絡は随時行う。

## 11 補償・免責

- (1) 10月27日（月）に開催の連絡を受けた後に開催中止となった場合は、他に流用できない食材・消耗品の費用を上限3万円まで、市P連が補償する。

(2) 以下について「鹿屋市市民活動総合補償制度」により補償する。

- ア 出店者及び出展者のスタッフの怪我、賠償責任
- イ 運営委員の怪我、賠償責任
- ウ 飲食物販売による、購入者の食中毒
- エ 機材等のレンタル品の損傷
- オ 事業開催場所への行き帰り移動中に起きた事故による怪我

(3) 以下について補償しない。

- ア 車を含む、事業場所への行き帰りの賠償事故
- イ 補償対象者が無免許、飲酒及びシンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で、自動車又は原動機付自転車を運転している間に生じた事故による怪我
- ウ 会場への行き帰りに、事業に直接関係のない寄り道をした場合の怪我
- エ 補償対象者が業務の従事中に被った身体障害（障害を起因とする死亡を含む。）によって生じた賠償責任
- オ 出店者及び出展者等のスタッフ・運営委員・ステージ出演者ではない来場者の怪我や賠償
- カ 地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象による事故
- キ 補償対象者の故意もしくは重大な過失、または法令違反による事故
- ク 事業を実施した場合の販売損益
- ケ 補償対象者の脳疾患、疾病または心神喪失
- コ その他「鹿屋市市民活動総合補償制度」において補償しない事故

(4) 補償対象事故である場合でも、保険会社の保険約款に定める事由により補償できない場合がある。

参照 「鹿屋市市民活動総合補償制度」 [tebiki.pdf](#)